

令和2年度 第6回知名町農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月18日(金) 午前9時から

2. 開催場所 知名町商工会会議室

3. 出席委員 (15人)

会長	1番	先間秀明
委員	2番	田尻博樹
委員	3番	東正亮
委員	5番	永吉雄子
委員	6番	川畑伸之
委員	7番	西登美勝
委員	8番	池沢清良
委員	9番	市來真吾
委員	10番	栄米子
委員	12番	川内清弘
委員	13番	神田三十志
委員	14番	幸山利忠
委員	16番	芦村利広
委員	17番	田畑則仁
委員	18番	前田博徳

4. 欠席委員 (2人)

委員	11番	森由美子
委員	15番	沖道人

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について

議案第23号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第24号 知名町地区農用地利用集積計画(案)の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 上村 隆一郎

事務局主事 南郷 秀隆

付 議 事 項	
事務局長	<p>ただ今から、令和2年度第6回知名町農業委員会定例総会を開会いたします。本日は11番森委員、15番沖委員から欠席の連絡を受けていますが、定足数を満たしておりますので、総会は成立します。</p> <p>それでは、先間会長より会務報告をお願いします。</p>
会長	<p>前回総会からの会務報告については、特に報告する事項はございませんでした。</p>
議長	<p>これより議題事項に入らせて頂きます。日程第1の、議事録署名委員および会議書記の指名を行います。</p> <p>知名町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、2番田尻委員、3番東委員を指名いたします。</p> <p>尚、本日の会議書記には事務局職員の南郷氏を指名いたします。</p> <p>以上で日程第1を終わります。</p>
議長	<p>それでは日程第2の議題事項に入らせて頂きます。</p> <p>報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局に説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第10号農地法第3条の3第1項の規定による届出について、説明します。</p> <p>1番 知名字朝戸辻〇〇359㎡を含む計2筆 3,034㎡、〇〇さんから相続により瀬利覚〇〇さん、平成9年7月5日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>2番 正名字屋武須磨〇〇3,436㎡、〇〇さんから相続により知名〇〇さん、昭和41年1月27日相続、あっせん希望なしです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の報告第10号について、ご質問等ありませんか。</p>
16番委員	<p>2件共に数年前の相続ですが、本会への報告など届出をする必要があるのですか。</p>
事務局	<p>相続による権利移動については、農業委員会の許可を要しないのですが、届出が必要になります。</p>
議長	<p>よろしいですか。</p> <p>次に、報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>報告第11号 農地法第18条第6項の規定による届出について、説明します。</p> <p>住吉字喜美当〇〇4,445㎡を含む計2筆 6,343㎡、東京都日野市〇〇さんから住吉〇〇さんへの利用権設定、令和2年8月20日合意解約、引き渡し日が令和2年8月21日、他者への利用権設定のためです。</p>
議長	ただ今の報告第11号について、ご質問等ありませんか。
	(意見、質問なし)
議長	ないようですので、議案第23号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>それでは農地法第3条の規定による許可申請について、説明をさせていただきます。</p> <p>【議案第23号について朗読】</p> <p>議案第23号は、売買2件、贈与2件となっています。</p> <p>1番 正名字屋武須磨〇〇 3,436㎡ 売買。譲渡人 知名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2番 上城字神川〇〇 3,779㎡ 贈与。譲渡人 上城〇〇さん、譲受人 上城〇〇さんです。</p> <p>3番 上城字神川〇〇 5,144㎡ 贈与。譲渡人 上城〇〇さん、譲受人 上平川〇〇さんです。</p> <p>4番 正名字宇利道〇〇1,129㎡を含む計4筆 5,513㎡ 売買。譲渡人 正名〇〇さん、譲受人 正名〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>以上 農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可の要件を満たしていると考えます。</p>
議長	それでは、ただ今の事務局の説明に対して、地区担当委員に補足説明をお願いいたします。
7番委員	<p>1番、4番 説明します。</p> <p>1番 報告第10号にあった件です。譲渡人と譲受人は知人です。この畑は基盤整備、畑かん共に整備されております。譲受人は機械等も揃っており、規模拡大しながらサトウキビを主に作っております。</p> <p>4番 譲渡人と譲受人は知人です。譲受人が4年前に就農し面積拡大を進めるための売買です。譲受人は、サトウキビ、スナックエンドウを作る専業農家で、機械類も揃っております。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>

10番委員	<p>2番、3番説明します。</p> <p>2番 譲渡人と譲受人は叔父と甥の関係です。譲受人はサトウキビをつくっており、機械は当面は親のものを使って徐々に揃えていくそうです。この畑は、夏植えをするとのこと。</p> <p>3番 譲渡人と譲受人は義理の兄弟です。譲受人は認定農業者でバレイショが中心で、農機具もすべて揃っています。</p> <p>ご審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>はい、ありがとうございました。</p> <p>ただ今、事務局及び地区担当委員から説明がありましたが、何かご質問、ご意見ありませんか。</p>
	(質問、意見なし)
議長	ただ今の原案に対して賛成の方は挙手をお願いいたします。
	(挙手全員)
議長	<p>はい、有り難うございます。</p> <p>全員賛成ですので、議案第23号は許可決定といたします。</p>
議長	それでは、次の議案第24号知名町地区農用地利用集積計画について、事務局に説明をお願いいたします。
事務局	<p>議案第24号知名町地区農用地利用集積計画、説明します。</p> <p>利用権設定25件です。</p> <p>【議案第24号について朗読】</p> <p>1番1～2 知名字花竹呂〇〇1,050㎡を含む計2筆 2,201㎡ 賃貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>2番1～3 大津勘字出窪〇〇4,327㎡を含む計3筆 5,722㎡ 賃貸借 7年間の新規設定です。</p> <p>3番1 大津勘字前原〇〇1,977㎡ 賃貸借 3年間の新規設定です。</p> <p>4番1～3 徳時字志皿木俣〇〇2,401㎡を含む計3筆 8,202㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>5番1 徳時字泉川〇〇2,661㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>6番1～5 徳時字静盛〇〇1,703㎡を含む計5筆 7,002㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>7番1～2 住吉字喜美当〇〇4,445㎡を含む計2筆 6,343㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>8番1～2 住吉字下川田〇〇800㎡を含む計2筆 2,981㎡ 賃貸借 7年間の新規設定です。</p> <p>9番1 正名字ウロク畑〇〇4,442㎡ 賃貸借 5年間の再設定です。</p>

事務局	<p>10番1～3 正名字名千堂〇〇3,669㎡を含む計3筆 6,577㎡ 賃貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>11番1～5 田皆字瀬利切〇〇750㎡を含む計5筆 10,572㎡ 賃貸借 3年間の新規設定です</p> <p>12番1 田皆字深俣〇〇 2,825㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>13番1～5 田皆字名無留島〇〇4,339㎡を含む計5筆 16,496㎡ 賃貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>14番1 久志検字前原〇〇2,341㎡ 使用貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>15番1～2 赤嶺字與名原〇〇95㎡を含む計2筆 731㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>16番1～2 竿津字田瀬喜名〇〇2,950㎡を含む計2筆 3,000㎡ 賃貸借 10年間の再設定です。</p> <p>17番1～3 余多字石原〇〇1,231㎡を含む計3筆 6,501㎡ 使用貸借 10年間の新規設定です</p> <p>18番1 余多字若嘉〇〇2,399㎡ 使用貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>19番1～3 上平川字上淵〇〇2,072㎡を含む計3筆 5,134㎡ 賃貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>20番1 上平川字長竿〇〇1,264㎡ 使用貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>21番1～4 上平川字袋〇〇717㎡を含む計4筆 6,028㎡ 使用貸借 5年間の新規設定です。</p> <p>22番1 芦清良字ハン当〇〇1,903㎡ 賃貸借 15年間の新規設定です。</p> <p>23番1～3 黒貫字田水〇〇362㎡を含む計2筆 629㎡ 賃貸借 10年間の新規設定です。</p> <p>24番1～4 赤嶺字赤嶺原〇〇1,622㎡を含む計4筆 6,457㎡ 鹿児島市〇〇 農地売買等事業に係る一時貸付で上平川〇〇さん経営面積〇〇、従事者3名、対価〇〇です。</p> <p>25番1～2 竿津字泡袋〇〇3,068㎡を含む計2筆 4,217㎡ 鹿児島市〇〇 農地等売買事業に係る一時貸付で上平川〇〇さん経営面積〇〇、従事者3名、対価〇〇です。</p> <p>以上、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p>
議長	地区担当委員の補足説明をお願いします。

2 番委員	<p>1 番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショ、グラジオラスを作っており、機械は全て揃っています。畑は2筆ともバレイショを植える予定で、ロータリー耕がされてあります。</p>
5 番委員	<p>2 番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショを主に作っており、機械類も揃っています。畑はバレイショを植える予定です。</p>
5 番委員	<p>3 番、4 番、5 番、6 番 説明します。 借人は同一で、貸人とはそれぞれ知人です。借人は、畜産とバレイショを作っており、機械類はすべて揃っています。</p>
6 番委員	<p>7 番、8 番 説明します。 7 番 貸人と借人は、親戚関係です。借人は葉たばこ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。畑は、前耕作者のサトウキビの株を立てる予定です。 8 番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショを主に作っており、機械類は揃っています。ここはバレイショを植える予定です。</p>
7 番委員	<p>9 番、10 番 説明します。 9 番 貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者でサトウキビ、バレイショ、切り花を作っており、機械類はすべて揃っています。再設定です。 10 番 貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者でバレイショを主に作っており、機械類はすべて揃っています。</p>
8 番委員	<p>11 番～13 番 説明 11 番 貸人と借人は親戚関係です。借人は、認定農業者で畜産を大規模に経営しており、機械類はすべて揃っています。 12 番 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビ専作農家の認定農業者でハーベスター所有、機械類はすべて揃っています。 13 番 貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者で葉たばことサトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。</p>
14 番委員	<p>14 番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。ほ場は、ロータリー耕がされており、バレイショを植える予定です。</p>
12 番委員	<p>15 番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショ、サトイモ、サトウキビを作っており、機械類はすべて揃っています。</p>

1 番委員	<p>1 6 番 貸人と借人は親戚関係です。借人は、認定農業者でバレイショを主に作っており、機械類はすべて揃っています。この畑には、バレイショを植える予定です。</p>
1 3 番委員	<p>1 7 番、1 8 番 説明 1 7 番 貸人と借人は義理の兄弟です。借人は、バレイショを主に作っており、機械類も揃っています。 1 8 番 貸人と借人は知人です。借人は、バレイショを主に作っており、機械類も揃っています。</p>
1 4 番委員	<p>1 9 番～2 1 番 説明 1 9 番 貸人と借人は知人です。借人は、認定農業者でバレイショ、ユリ球根、サトウキビを作っており、機械類も揃っています。ほ場は、ロータリー耕がされています。 2 0 番 貸人と借人は親戚関係です。借人は、バレイショ、サトウキビを作っており、機械類も揃っています。ほ場は、ロータリー耕がされています。 2 1 番 貸人と借人は親戚関係です。借人は、認定農業者でバレイショ、ユリ球根、サトウキビを作っており、機械類も揃っています。ほ場は2筆がサトウキビ、1筆がユリ球根、1筆はロータリー耕がされています。</p>
1 6 番委員	<p>2 2 番 貸人と借人は叔母と甥です。借人は、畜産主体で地区の中心経営体で、機械類も揃っています。</p>
1 7 番委員	<p>2 3 番 貸人と借人は知人です。借人は、サトウキビを主に作っており、機械類も揃っています。</p>
議長	<p>2 4, 2 5 番については、事務局で説明してください。</p>
事務局	<p>24番、25番は農地売買等事業に関する一時貸付です。 貸人は鹿児島市〇〇、借人は同じです。借人は、認定農業者で機械等も全て揃っており、問題ないと思います。</p> <p>所有権移転について、説明します。</p> <p>1 芦清良字先之増〇〇1,840㎡、鹿児島市〇〇から農地売買等事業により芦清良〇〇さん、対価〇〇円です。</p> <p>2 田皆字萬当〇〇4,214㎡を含む計2筆5,621㎡、田皆〇〇さんから農地売買等事業により鹿児島市〇〇さんへ、対価〇〇円です。</p>

事務局	<p>中間管理事業の利用権設定まで説明します。</p> <p>1～3 知名字名ン竿〇〇1,167㎡を含む計3筆3,310㎡について、借受予定者 屋子母〇〇さん認定農業者、10年間の貸付です。</p> <p>4～5 瀬利覚字大平宗〇〇1,671㎡を含む計2筆 1,920㎡について、借受予定者 瀬利覚〇〇さん認定新規就農者、10年間の貸付です。</p> <p>6 新城字台久辺〇〇1,257㎡について、借受予定者 和泊町仁志〇〇さん認定農業者、5年間の貸付です。</p> <p>7 竿津字作田原〇〇9,423㎡について、借受予定者 余多〇〇さん中心経営体、10年間の貸付です。</p>
議長	皆さんよろしいでしょうか、質問等ございませんか
	(なしの声)
議長	それでは、ただ今の原案に対して賛成の方は、挙手をお願いします。
	(挙手全員)
議長	全員賛成でしたので、議案第24号は原案のとおり決定いたします。
議長	以上をもちまして、本日の議題事項は終了いたしました。その他について事務局お願いします
事務局	<p>次回総会10月26日(月)午後1時30分からの予定です。</p> <p>これもちまして、第6回農業委員会定例総会を終了いたします。ごくろうさまでした。</p>

上記のとおり相違ないことを確認し署名する。

令和2年9月18日

議長 先間 秀 明

署名委員 田 尻 博 樹

署名委員 東 正 亮